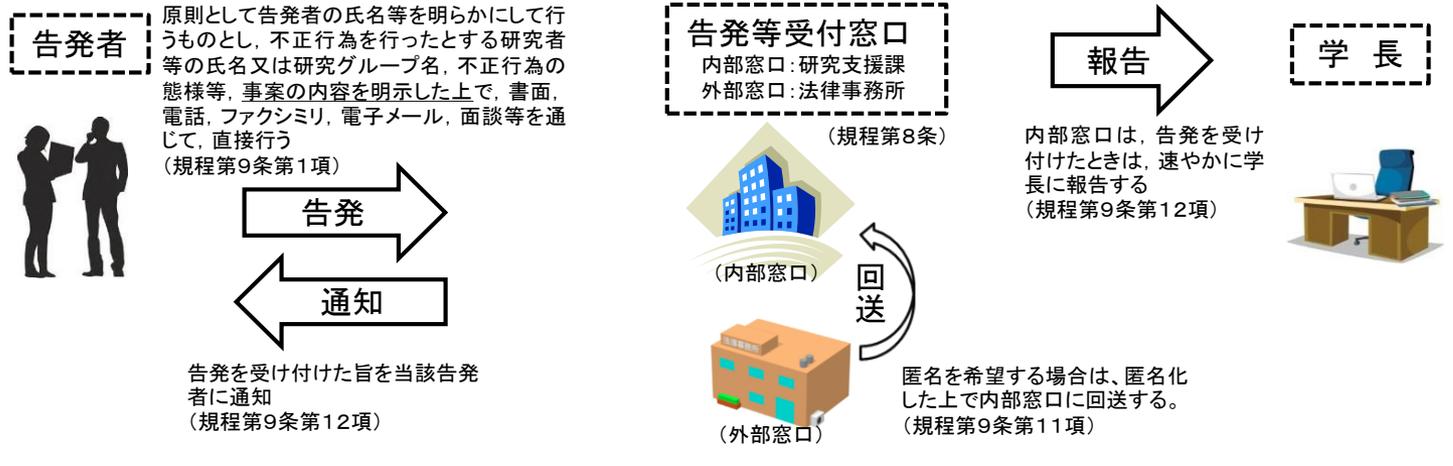
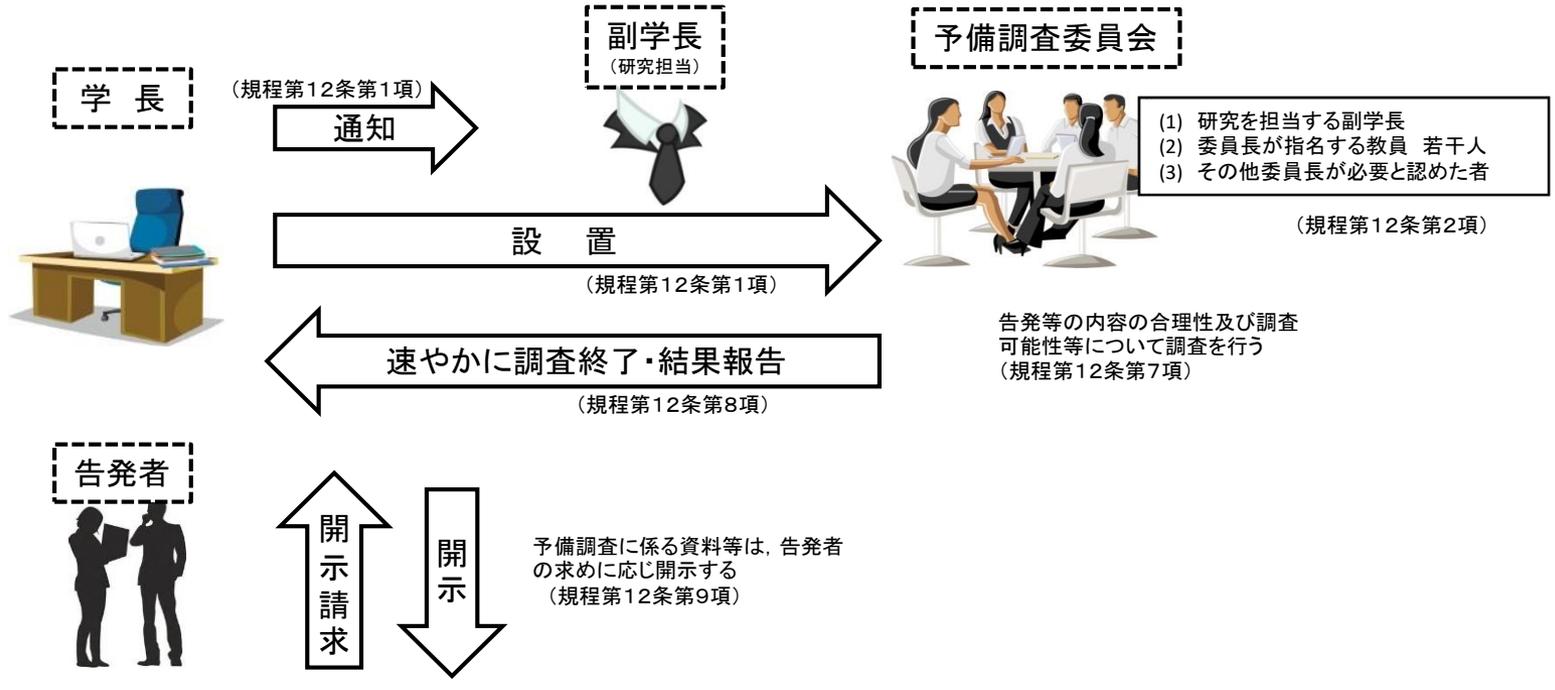
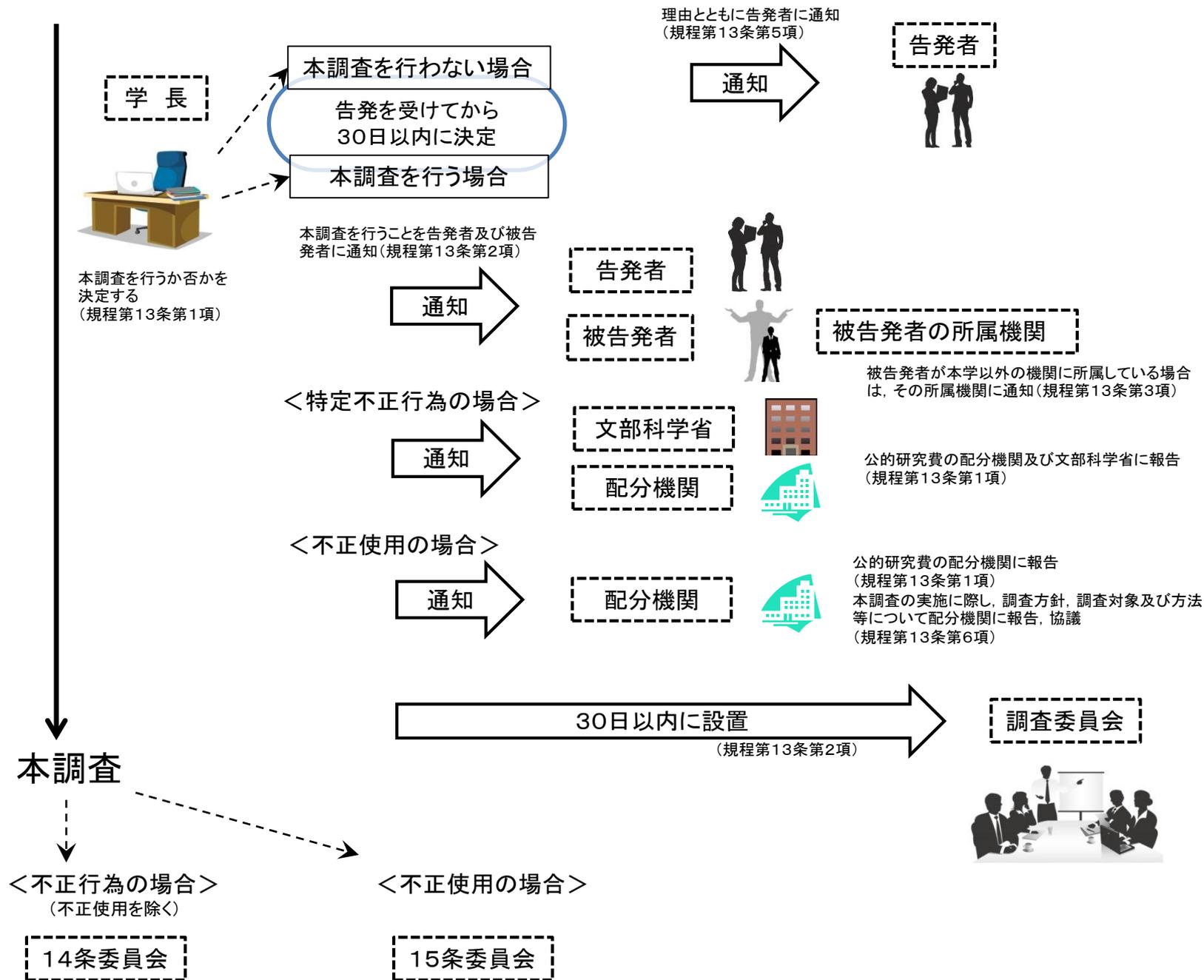


告発



予備調査





14条委員会



<不正行為(不正使用を除く)の場合>

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 教育研究評議会の評議員のうちから学長が指名する者 2人
- (3) 学外の学識経験者
(委員の総数の2分の1以上)
- (4) 事務局長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(規程第14条第1項)

告発者及び被告発者、告発者及び被告発者を含む調査対象者と直接の利害関係を有する者は委員から除く
(規程第11条第1項、第2項)

委員の半数以上が出席し、かつ、第1項第3号の委員1人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
(規程第14条第6項)

150日
以内に
報告

(規程第16条第7項)

被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う
(規程第16条第1項)

被告発者の研究に係る論文や生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、第三者の立ち合いの下での再実験の要請を行うことができる。
(規程第16条第2項)

本来保存すべき期間内の実験ノート、データその他の資料が存在しないことその他これに類する理由により、被告発者が不正行為の疑いを覆すことができないときについても、不正行為が行われたと認定することができる。
(規程第16条第3項)

学長



調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知(規程第16条第8項)

通知

告発者



被告発者



被告発者の所属機関

被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に通知(規程第16条第9項)

通知

配分機関



文部科学省



調査結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に通知(規程第16条第8項)

進捗状況報告
中間報告

配分機関



調査が完了しない場合であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出
(規程第16条第10項)

15条委員会

<不正使用の場合>



- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 教育研究評議会の評議員のうちから学長が指名する者 2人
- (3) 学外の学識経験者
(弁護士、公認会計士等) 2人
- (4) 事務局長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(規程第15条第1項)

告発者及び被告発者、告発者及び被告発者を含む調査対象者と直接の利害関係を有する者は、委員から除く
(規程第11条第1項、第2項)

委員の半数以上が出席し、かつ、第1項第3号の委員1人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
(規程第15条第6項)

報告

不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する
(規程第17条第1項)

学長



報告

配分機関

調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告
(規程第17条第8項)

進捗状況報告、中間報告

調査が完了しない場合であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出
(規程第17条第9項)

告発から210日以内に報告書

告発等の受付から210日以内に、15条委員会で審議した調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出
(規程第17条第5項)

不服申立



再調査を行うか否かを決定する
(規程第20条第1項)

再調査を行わない場合

調査の結果に不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に不服を申立
(規程第19条第1項)



不服申立てがあったときは、告発者に通知
(規程第19条第2項)



< 特定不正行為及び不正使用の場合 >



特定不正行為又は不正使用にあつては配分機関及び文部科学省に報告。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様
(規程第19条第2項)



再調査を行うまでもなく、却下すべきものと決定した場合は、速やかに不服を申立てた者に通知
(規程第20条第5項)

< 特定不正行為及び不正使用の場合 >



特定不正行為又は不正使用にあつては配分機関及び文部科学省に報告。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様
(規程第19条第2項)

再調査

<特定不正行為及び不正使用の場合>



特定不正行為又は不正使用にあつては配分機関及び文部科学省に報告。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様（規程第19条第2項）



学長



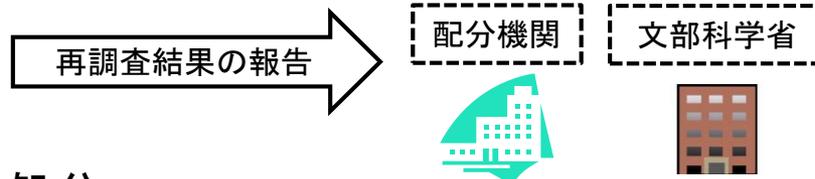
再調査開始後、不正認定者からの不服申立ての場合は概ね50日以内に、悪意告発認定者からの不服申立ての場合は概ね30日以内に、調査の結果を覆すか否かを決定し、当該調査の結果を学長に報告（規程第20条第3項）

調査の結果を覆すに足る資料の提出等を求めることができる。この場合、協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができる。（規程第20条第2項）



調査結果を速やかに告発者、被告発者に通知（規程第20条第4項）

<特定不正行為及び不正使用の場合>



特定不正行為にあつては配分機関及び文部科学省に調査結果を報告（規程第20条第4項）

結果の公表、不正認定者の処分